

# 総務委員会

期日：平成 29 年 12 月 11 日(月) 午前 10 時～

場所：第 1 委員会室

## 1 開 会

## 2 委員長挨拶

## 3 理事者挨拶

## 4 議案審査

### (1) 議案第 105 号

「職員の育児休業等に関する条例及び飯田市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 **【補足説明資料】**

### (2) 議案第 117 号

「平成 29 年度飯田市一般会計補正予算（第 6 号）案」のうち、当委員会付託分

**【別紙付託表】**

### (3) 議案第 119 号

「平成 29 年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計補正予算（第 1 号）案」

### (4) 議案第 122 号

「飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

**【補足説明資料】**

### (5) 議案第 125 号

「平成 29 年度飯田市一般会計補正予算（第 7 号）案」のうち、当委員会付託分

**【別紙付託表】**

## 5 閉 会

議案第 117 号 平成 29 年度飯田市一般会計補正予算（第 6 号）案  
付 託 表

【総務委員会】

1 歳入

| 款        | 項       | 目              | 議案頁 |
|----------|---------|----------------|-----|
| 13 国庫支出金 | 2 国庫補助金 | 2 総務費国庫補助金     | 12  |
| 17 繰入金   | 2 基金繰入金 | 1 基金繰入金        | 14  |
| 18 繰越金   | 1 繰越金   | 1 繰越金          | 14  |
| 20 市債    | 1 市債    | 3 民生債          | 14  |
|          |         | 4 衛生債          | 14  |
|          |         | 7 商工債          | 14  |
|          |         | 8 土木債          | 14  |
|          |         | 11 災害復旧債       | 16  |
|          |         | 19 過疎地域自立促進基金債 | 16  |

2 歳出

| 款       | 項       | 目       | 議案頁 |
|---------|---------|---------|-----|
| 2 総務費   | 1 総務管理費 | 5 自治振興費 | 18  |
|         |         | 9 企画費   | 18  |
|         | 2 徴税费   | 3 徴収費   | 18  |
| 4 衛生費   | 1 保健衛生費 | 4 環境衛生費 | 22  |
|         |         | 5 環境保全費 | 22  |
| 9 消防費   | 1 消防費   | 5 災害対策費 | 28  |
| 13 諸支出金 | 1 積立金   | 1 積立金   | 32  |

3 地方債補正

議案第 125 号 平成 29 年度飯田市一般会計補正予算（第 7 号）案  
付 託 表

【総務委員会】

1 歳入

| 款       | 項       | 目       | 議案頁 |
|---------|---------|---------|-----|
| 9 地方交付税 | 1 地方交付税 | 1 地方交付税 | 12  |

2 歳出

| 款     | 項           | 目                 | 議案頁 |
|-------|-------------|-------------------|-----|
| 1 議会費 | 1 議会費       | 1 議会費             | 14  |
| 2 総務費 | 1 総務管理費     | 1 総務管理費           | 14  |
|       | 2 徴税費       | 1 賦課総務費           | 14  |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 | 1 戸籍住民基本台帳費       | 14  |
|       | 4 選挙費       | 1 選挙管理委員会費        | 16  |
|       | 5 統計調査費     | 1 統計調査総務費         | 16  |
|       | 6 監査委員費     | 1 監査委員費           | 16  |
| 4 衛生費 | 1 保健衛生費     | 1 保健衛生総務費（保健課分除く） | 20  |

飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（参考資料）

1 本年度の人事院勧告概要（勧告日 H29. 8. 8）のうち飯田市関係分

(1) 給与改定

ア 俸給表の改定

- ・行政職俸給表(一) 改定率平均0.2% (400円程度)とし、新採初任給を1,000円引上げ、若年層についても同程度に改定し、その他は400円の引上げを基本に改定
- ・その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定

イ 期末・勤勉手当の改定

- ・支給月数の引上げ 4.30月分→4.40月分（一般職員及び特定管理職員の支給月数）

| (一般の職員の場合) |      | 6月期          | 12月期           |
|------------|------|--------------|----------------|
| 29年度       | 期末手当 | 1.225月（支給済み） | 1.375月（改定なし）   |
|            | 勤勉手当 | 0.85月（支給済み）  | 0.95月（現行0.85月） |
| 30年度以降     | 期末手当 | 1.225月       | 1.375月         |
|            | 勤勉手当 | 0.90月        | 0.90月          |

ウ 指定職俸給表適用職員\*及び再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び任期付職員の期末手当についても支給月数を引上げ（3.25月分→3.3月分）

- ※ 指定職俸給表適用職員とは民間企業の役員クラスを指す。具体的には事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官など

エ 実施時期 月例給：平成29年4月1日 期末・勤勉手当：法律の公布日

(2) 給与制度の総合的見直し（平成27年4月からの見直し期間を完了）

ア 平成26年度の勧告による俸給水準の引下げの際の経過措置（現給保障）は、平成30年3月31日をもって廃止

イ 55歳を超える職員（行政職俸給表(一)6級相当以上）の俸給等の1.5%減額支給措置は、平成30年3月31日をもって廃止

2 改正する条例

- (1) 飯田市職員の給与に関する条例
- (2) 飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例
- (3) 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例
- (4) 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- (5) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

3 改正内容

上記改正条例の(1)から(5)をそれぞれ2条構成で改正案を上程

- ・H29. 4. 1に遡及して施行…第1条、第3条、第5条、第7条、第9条
- ・H30. 4. 1から施行…第2条、第4条、第6条、第8条、第10条

(1) 飯田市職員の給与に関する条例の一部改正

第1条

ア 平成29年度の一般職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を95/100（特定管理職員にあつては115/100）に上げる。また再任用職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を45/100（特定管理職員にあつては55/100）に上げる。

イ 55歳以上の管理職（医師を除く。）の勤勉手当の減額措置に関する経過措置の規定について、12月期の減額対象額に乗じる割合を1.425/100（特定管理職員にあつては1.725/100）に上げる。

ウ 行政職、医療職(1)、医療職(2)、医療職(3)の給料表を改正する。

第2条

ア 平成30年度以降の勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合は90/100（特定管理職員にあつては110/100）とし、再任用職員の勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合は42.5/100（特定管理職員にあつては52.5/100）とする。

(2) 飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正

第3条 平成29年度の市長等の期末手当について、12月期の支給割合を175/100に上げる。

第4条 平成30年度以降の市長等の期末手当について、6月期の支給割合を157.5/100、12月期の支給割合を172.5/100とする。

(3) 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

第5条 平成29年度の市議会議員の期末手当について、12月期の支給割合を175/100に上げる。

第6条 平成30年度以降の市議会議員の期末手当について、6月期の支給割合を157.5/100、12月期の支給割合を172.5/100とする。

(4) 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

第7条 平成29年度の任期付研究員の期末手当について、12月期の支給割合を167.5/100に上げる。また、給料月額について、1号俸から3号俸をそれぞれ1,000円上げる。

第8条 平成30年度以降の任期付研究員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ165/100とする。

(5) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

第9条 平成29年度の特定期付職員の期末手当について、12月期の支給割合を167.5/100に上げる。給料月額を1号俸及び2号俸のみ1,000円上げる。

第10条 平成30年度以降の特定期付職員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ165/100とする。

(6) 附則

ア 第1条、第3条、第5条、第7条、第9条の規定は平成29年4月1日から適用する。

イ 第2条、第4条、第6条、第8条、第10条の規定は平成30年4月1日から適用する。

ウ 既に支払った給料は内払い扱いとし、増額になった差額を後日支払う。

エ 条例の施行についての必要事項は市長に委任する。